

## 室蘭市廃棄物処理手数料の収納事務に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例施行規則に定める指定ごみ袋・ごみ処理券（以下「指定ごみ袋等」という。）及びくみ取券の交付並びにごみ処理手数料及びし尿処理手数料（以下「廃棄物処理手数料」という。）の収納（以下「収納事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (収納事務取扱者)

第2条 市長は、収納事務を行う収納事務取扱者として、指定ごみ袋等の交付及びごみ処理手数料の収納を行う指定ごみ袋等取扱者、くみ取券の交付及びし尿処理手数料の収納を行うくみ取券取扱者を定め、収納事務を委託する。

2 前項の委託契約を締結しようとする者は、市長に収納事務取扱者登録申請書（様式第1号）を提出し、登録を受けなければならない。

3 市長は、前項による申請に基づき審査し適当と認めるときは、第1項で規定する委託契約を締結するとともに、収納事務取扱者登録証（様式第2号）を交付する。

### (収納事務取扱者の要件)

第3条 前条第2項の規定により収納事務取扱者の登録を受けようとする者は、次の各号に規定する要件を満たす者とする。

(1) 室蘭市内に店舗等を有し、かつ、指定ごみ袋等及びくみ取券について相当の交付数量が見込めること

(2) 市税の納付その他市に対する債務の履行を怠っていないこと

(3) その他特に市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、前項各号の要件を満たしていないときであっても前条第2項の規定による登録の申請を行うことができる者とすることができる。

### (収納事務取扱者の業務)

第4条 収納事務取扱者は、市長から収納事務を受諾し自ら行うものとする。

2 収納事務取扱者は、指定ごみ袋等及びくみ取券が破損又は変質することがないように管理し、その交付状況を把握するとともに、定期的に市長の定める様式により当該事項に係る報告をしなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、業務の詳細については委託契約書処理要領による。

### (登録の期間)

第5条 登録の期間は1年以内とする。ただし、第3条に規定する要件を欠くことがない場合並びに第2条第3項の規定に基づき翌年度において締結する業務契約の内

容に変更がない場合は、登録期間の更新をすることができる。

(登録期間の更新)

- 第6条 収納事務取扱者が、前条の規定により登録の更新を受けようとするときは、市長に収納事務取扱者登録更新申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 2 前項の規定による更新申請書は、市長が別に定める期間に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項による申請があり、第3条の規定に基づき審査し適当と認めるときは、第2条第1項で規定する委託契約を更新する。

(変更等の届出)

- 第7条 収納事務取扱者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに市長に収納事務取扱者登録内容変更届出書(様式第4号)の提出を行わなければならない。
- (1) 名称、代表者名その他申請した事項に変更があったとき
- (2) 新たに店舗を追加、または廃止しようとするとき
- (3) 収納事務を一時的に休止しようとするとき、または再開しようとするとき
- (4) 委託契約を更新しないとき、または廃業等の理由により委託契約を解除しようとするとき
- (5) 第2条第1項の規定により締結した委託契約に違反事項があったとき
- (6) その他市長が特に必要と認めるとき

(収納事務取扱者の取消等)

- 第8条 市長は、収納事務取扱者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録の取消または第4条に規定する業務を停止させることができる。
- なお、登録の取消しを行った場合は、委託契約を解除する。
- (1) この要綱に違反する行為があったとき
- (2) 第2条第2項に規定する申請書の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 第3条に定める要件を欠いたとき
- (4) 指定ごみ袋等及びくみ取券の交付業務に関して著しく信用を失う行為があったとき
- (5) その他市長が必要と認めるとき

(指定ごみ袋等及びくみ取券の返還)

- 第9条 収納事務取扱者は、第7条第3号の規定により一時的に休止しようとするとき、第7条第4号の規定により登録を廃止するとき、または前条の規定により登録を取り消されたときは、室蘭市指定ごみ袋等・くみ取券返還届出書兼精算依頼書(様式第5号)を提出及び保有する指定ごみ袋等及びくみ取券を返還し、速やかに廃棄物処理手数料の精算を行わなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(要綱の廃止)
- 2 次の要綱は、廃止する。
  - (1) 室蘭市指定ごみ袋等の交付及びごみ処理手数料の収納に関する取扱い要綱
  - (2) 室蘭市くみ取券の交付及びし尿処理手数料の収納に関する取扱い要綱  
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の要綱において現に登録を受けている取扱店舗については、この要綱による登録を受けたものとみなす。